令和６年３月18日

委託事業主各位

海老名商工会議所
労働保険事務組合
（公印省略）

# 労働保険賃金等報告書提出のお願い

下記内容をご確認いただき、ご提出をお願い致します

**１．提出期限**　**2024年４月22日（月）【会議所必着】**

**提出期限を過ぎると適用不可。（労働局指定期日がある為）ご注意ください。**

**２．該当事業所**　**従業員が１名以上いる事業所**

**同居親族等は従業員扱い不可。従業員０名になった場合は委託解除。**

**３．提出書類**　**労働保険料等算定基礎賃金等の報告（同封）**

**※建設業は「有期一括事業報告書」も提出。**

**（データ提出用書式：海老名商工会議所HP→労働保険事務組合ページより取得可）**

**※注意：必ず令和５年度と記載のあるものを使用してください。**

（賃金は締日・賞与は支払日が対象）

**４．提出方法**　**窓口、郵送、メール（FAX不可）**

**メールアドレス：roudouhoken@ecci.or.jp**

**（手書きの場合は、スキャン読み取り濃度を「濃い」に設定ください）**

## 記載注意事項

・添付の見本に沿って記入または入力。**※賃金総額は、通勤手当も加算した額で入力。**
・労災保険　→全従業員(アルバイト・パートも含む）月別人数と賃金総額を記載。
・雇用保険　→雇用保険加入者の月別人数と賃金総額を記載。
・3.事業の概要欄 →具体的に事業内容を記載。（変更があった場合は届出が必要）
・双方とも代表者及び作成者の記名後に提出。（捺印なくなりました）
・代表者連絡先・主な業種等が変更になった場合は、速やかにお知らせください。
**・システムの都合上、同封用紙（原紙）以外で提出された場合は、事務組合にて変換作業を行う関係上、控えは、ご提出時と違うものを送付させていただきます事をご了承ください。**

## 労災保険の特別加入について

１）今まで加入されていた方で**給付基礎日額を変更される方**

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の左下 12．希望する基礎日額欄 に金額を記入。

２）新規に加入される方

特別加入者の氏名欄へ記入。（加入条件：役員包括加入、従業員が１名以上いること）

**記載について不安がある場合は、必ず会議所へご連絡ください**
**会議所でのご相談については、予約制となっております。**
**事前にご連絡ください。**

担当　古谷・石井
TEL：046-231-5865
FAX：046-231-0225